○内閣府令第　　号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行に伴い、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年　　月　　日

内閣総理大臣　石破　　茂

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～二十一　略］			
二十二	信託の登録		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ［ロ・ハ　略］
［二十三・二十四　略］			

改正前

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
［一～二十一　同上］			
二十二	信託の登録		イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する書面 ［ロ・ハ　同上］
［二十三・二十四　同上］			

二十五	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登録		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
［二十六～三十　略］			

二十五	信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登録		信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面
［二十六～三十　同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。